

石川県公報

令和2年3月13日

第13288号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○石川県税条例第32条第1項の規定による延長 (税務課)	1	○令和元年度地籍調査事業計画の決定 (農業基盤課)	2
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○県道の供用の開始 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園緑地課)	4
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	2	○入札公告 (労働企画課)	4
		○令和元年度後期技能検定合格者公告 (同)	6
		○土地区画整理事業の終了認可公告 (都市計画課)	14
		○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	14
		○入札公告 (教育委員会事務局)	14
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	16

告 示

石川県告示第74号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第32条第1項の規定により、同条例第65条に規定する令和元年所得に係る申告書の提出の期限を、年の中途において事業を廃止した場合を除き、同条の規定にかかわらず、令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
コトブキ薬局	七尾市桜町92番4	令和2年2月1日
阪神調剤薬局 さくら店	七尾市桜町78-1	令和2年2月1日

石川県告示第76号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
コトブキ薬局	七尾市桜町92番4	令和2年2月1日
阪神調剤薬局 さくら店	七尾市桜町78-1	令和2年2月1日

石川県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
コトブキ薬局	七尾市桜町92-4	令和2年1月31日
阪神調剤薬局 さくら店	七尾市桜町78-1	令和2年1月31日

石川県告示第78号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
コトブキ薬局	七尾市桜町92-4	令和2年1月31日
阪神調剤薬局 さくら店	七尾市桜町78-1	令和2年1月31日

石川県告示第79号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（4－フルオロブチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3,3－ジメチルブタノアート及びその塩類
- (2) N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕－N－フェニルペンタンアミド及びその塩類
- (3) （8R）－1－アセチル－N, N－ジエチル－6－メチル－9,10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類
- (4) 1－（1,3－ベンゾジオキソール－5－イル）－2－（ブチルアミノ）ペンタン－1－オン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和2年3月9日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第80号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり

定めた。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
七 尾 市	西湊Ⅱ地区	令和2年3月23日から 令和3年3月31日まで
津 幡 町	中条南部地区X V	令和2年3月23日から 令和3年3月31日まで
志 賀 町	西浦地区（Ⅲ）	令和2年3月23日から 令和3年3月31日まで

石川県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
蚊 爪 森 本 停 車 場 線	下記区間を道路区域に編入する。				県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
	金沢市大河端町東48番4地先から 金沢市大浦町ハ22番1地先まで		34.50 ~ 86.63	882.6	
〃	下記区間を道路区域に編入する。				〃
	金沢市千木町イ29番1地先から 金沢市福久町リ66番1地先まで		26.00 ~ 155.82	676.1	
氷 見 田 鶴 浜 線	鹿島郡中能登町原山ル10番1地先から 鹿島郡中能登町芹川壱六甲9番1地先まで	旧	24.25 ~ 33.30	146.1	中能登土木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
		新	25.80 ~ 35.10	146.1	
〃	鹿島郡中能登町芹川壱六甲1番7地先から 鹿島郡中能登町芹川壱七5番7地先まで	旧	75.35 ~ 76.90	30.2	〃
		新	76.90 ~ 77.60	30.2	
〃	鹿島郡中能登町芹川壱六甲3番1地先から 鹿島郡中能登町芹川壱六甲3番1地先まで	旧	41.45 ~ 54.30	28.5	〃
		新	41.80 ~ 54.30	28.5	

石川県告示第82号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
田 尻 祖 母 浦 半 浦 線	七尾市能登島佐波町免屋端209番1地先から 七尾市能登島向田町免屋33番1地先まで	令 和 2 年 3 月 13 日	中能登土木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
氷 見 田 鶴 浜 線	鹿島郡中能登町原山ル10番1地先から 鹿島郡中能登町芹川壱六甲9番1地先まで	〃	〃

〃	鹿島郡中能登町芹川壱六甲1番7地先から 鹿島郡中能登町芹川壱七5番7地先まで	〃	〃
〃	鹿島郡中能登町芹川壱六甲3番1地先から 鹿島郡中能登町芹川壱六甲3番1地先まで	〃	〃

石川県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	蚊爪森本停車場線	金沢市大河端町東48番4地先から 金沢市大浦町ハ22番1地先まで	県央土木総合事務所維持管理課
〃	〃	金沢市千木町イ29番1地先から 金沢市福久町リ66番1地先まで	〃

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月13日

石川県告示第84号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画緑地事業 2号西部緑道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成22年9月10日から 令和5年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川障害者職業能力開発校給食業務委託

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和2年3月19日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和2年3月23日（月）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8836 野々市市末松2丁目245番地

石川障害者職業能力開発校 庶務課 電話番号 076-248-2235

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年3月27日（金）午前11時30分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和2年3月27日（金）午前11時40分 石川障害者職業能力開発校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

令和元年度後期技能検定合格者公告

令和元年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

(特級)

機械加工

A甲0022 A甲0026 B0015 C0002 C0003 C0004

仕上げ

A甲0008

機械検査

A甲0001 A甲0002 A甲0007 A甲0008

空気圧装置組立て

A甲0002

油圧装置調整

A甲0002 A甲0010 B0003 B0007 C0001

建設機械整備

A甲0002 A甲0004 A甲0011 A甲0016 A甲0018 A甲0019
B0001 B0003 B0011 B0014 C0001

(1級)

さく井

パーカッション式さく井工事作業

C0001

ロータリー式さく井工事作業

A甲0002 C0002

工場板金

機械板金作業

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 B0003 C0001
C0004 C0005 C0006 C0007 D0001

数値制御タレットパンチプレス板金作業

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002

機械検査

機械検査作業

A甲0002 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0010 A甲0014
 A甲0015 C0005 C0006 D0001

電気機器組立て

シーケンス制御作業

A甲0003 A甲0004 B0001 C0003 C0007

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

A甲0003 B0001 C0002 C0003

集積回路組立て作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003

プリント配線板製造

プリント配線板設計作業

C0002

自動販売機調整

自動販売機調整作業

A甲0002

時計修理

時計修理作業

A甲0001

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0008 A甲0010 A甲0011
 A甲0012 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0019
 A甲0021 A甲0022 A甲0024 A甲0025 A甲0026 B0001
 B0002 C0002 C0005 C0007 C0008

油圧装置調整

油圧装置調整作業

A甲0001 A甲0003 A甲0007 A甲0014 A甲0020 A甲0023
 A甲0025 A甲0027 A甲0028 A甲0034 A甲0035 A甲0040
 A甲0046 A甲0049 B0001 B0002 B0004 B0005
 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0007
 C0010 C0011

農業機械整備

農業機械整備作業

A甲0003 A甲0005

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A甲0001 A甲0006 B0001

帆布製品製造

帆布製品製造作業

A甲0001

プリプレス

DTP作業

A甲0001 B0001 B0002 C0001 C0002 C0003

プラスチック成形

射出成形作業

C0002

パン製造

パン製造作業

A甲0001 A甲0002

建築大工

大工工事作業

C0001 C0002 C0004 C0005 C0007 C0008

かわらぶき

かわらぶき作業

A甲0008

配管

建築配管作業

A甲0001 A甲0006 A甲0008 A甲0009

厨房設備施工

厨房設備施工作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005

型枠施工

型枠工事作業

A甲0001 B0001 C0001 C0002

鉄筋施工

鉄筋施工図作成作業

C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0007
C0008 C0009

鉄筋組立て作業

A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010
B0001 B0002

防水施工

アスファルト防水工事作業

A甲0001

合成ゴム系シート防水工事作業

D0001

塩化ビニル系シート防水工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 C0001
C0003

改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業

C0001 C0002 C0003

自動ドア施工

自動ドア施工作業

A甲0001

ガラス施工

ガラス工事作業

A甲0001 A甲0002

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0003 A甲0011 A甲0013 A甲0014 A甲0017 A甲0021
A甲0025 A甲0026 C0001 C0010 C0011 C0012
C0015 C0017 D0001 D0002

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A甲0002

金属材料試験

組織試験作業

C0001 C0002

塗装

鋼橋塗装作業

C0004 C0005

(2級)

鍛造

プレス型鍛造作業

A甲0001 A甲0002

機械加工

数値制御旋盤作業

D0001 D0002 D0003 D0004 D0005

工場板金

機械板金作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

A甲0008 A甲0009 A甲0010 B0001 B0002 B0003

C0001

数値制御タレットパンチプレス板金作業

C0001

仕上げ

機械組立仕上げ作業

D0001

機械検査

機械検査作業

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

A甲0012 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0019

A甲0021 A甲0022 A甲0027 A甲0029 A甲0033 A甲0036

B0001 B0002 B0003 B0004 B0005 C0001

C0002 C0003 C0005

電気機器組立て

シーケンス制御作業

A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0011 A甲0015

A甲0018 A甲0019 C0001 C0003 C0006

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 B0001

C0002 C0003

集積回路組立て作業

A甲0001 C0001 C0002 C0003

自動販売機調整

自動販売機調整作業

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

B0001

時計修理

時計修理作業

A甲0001

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

A甲0001	A甲0002	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013
A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0018	A甲0019	A甲0021
A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0026	A甲0027
A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0033	A甲0035
A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0041	A甲0044	A甲0047
A甲0048	A甲0049	A甲0051	B0001	C0003	

油圧装置調整

油圧装置調整作業

A甲0002	A甲0006	A甲0007	A甲0009	A甲0010	A甲0011
A甲0019	A甲0022	B0001	C0002	C0003	C0004
C0005					

農業機械整備

農業機械整備作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0011	C0001	

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0005
--------	--------	--------	--------

帆布製品製造

帆布製品製造作業

A甲0001	A甲0002
--------	--------

プリプレス

DTP作業

B0001	C0002
-------	-------

プラスチック成形

射出成形作業

C0001	C0002	C0003
-------	-------	-------

パン製造

パン製造作業

B0001	C0001
-------	-------

建築大工

大工工事作業

A甲0001	A甲0002	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009	D0001			

かわらぶき

かわらぶき作業

C0001	C0002
-------	-------

配管

建築配管作業

A甲0001	A甲0003	A甲0005	A甲0007	A甲0008	A甲0010
A甲0011	A甲0015	A甲0017	A甲0019	A甲0021	A甲0022
C0001	C0002	C0003	C0008		

厨房設備施工

厨房設備施工作業

A甲0001	B0001				
型枠施工					
型枠工事作業					
A甲0005	C0001				
鉄筋施工					
鉄筋組立て作業					
A甲0001	A甲0002	C0001	C0003		
防水施工					
改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業					
C0001	C0002	C0003			
自動ドア施工					
自動ドア施工作業					
A甲0001					
ガラス施工					
ガラス工事作業					
A甲0001	A甲0002				
機械・プラント製図					
機械製図CAD作業					
A甲0024	A甲0025	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0031
A甲0032	A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043	B0001
C0003	C0022	C0024	C0025	C0028	C0032
電気製図					
配電盤・制御盤製図作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	B0001				
金属材料試験					
組織試験作業					
A甲0001	A甲0003	A甲0004	B0001	C0001	
塗装					
鋼橋塗装作業					
A甲0001	A甲0002				
舞台機構調整					
音響機構調整作業					
B0001	C0001				
工業包装					
工業包装作業					
A甲0002	B0001	B0002	B0003	B0004	
(3級)					
造園					
造園工事作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012
A甲0017	B0003				
機械加工					
普通旋盤作業					
A甲0003	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0013
A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0018	A甲0019
A甲0024	A甲0025	A甲0027	A甲0029	A甲0031	A甲0032

A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038
A甲0039	A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044
A甲0045	A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0050	A甲0051
A甲0052	A甲0053	A甲0054	A甲0055	A甲0057	A甲0058
A甲0059	A甲0060	A甲0061	A甲0062	A甲0063	A甲0064
A甲0065	A甲0066	A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0070
A甲0071	A甲0073	A甲0074	A甲0075	A甲0076	A甲0077
A甲0078	A甲0079	A甲0080	A甲0081	A甲0082	A甲0083
A甲0084	A甲0085	A甲0086	A甲0087	A甲0088	A甲0089
A甲0090	A甲0091	A甲0092	A甲0093	A甲0096	A甲0098
A甲0099	A甲0100	A甲0101	A甲0102	A甲0103	A甲0104
A甲0105	A甲0106	A甲0107	A甲0108	A甲0109	A甲0110
A甲0111	A甲0112	A甲0113	A甲0114	A甲0115	A甲0116
A甲0117	A甲0118	A甲0119	A甲0120	A甲0121	A甲0122
A甲0123	A甲0124	A甲0125	A甲0127	A甲0128	A甲0129
A甲0130	B0001	B0002	C0001	C0002	C0003
C0004	C0006	C0007	C0008	C0009	D0001

D0002

フライス盤作業

D0001

機械検査

機械検査作業

A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0008
A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0013	A甲0014	A甲0015
A甲0016	A甲0017	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022
A甲0023	A甲0024	A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029
A甲0030	A甲0031	A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036
A甲0037	A甲0039	A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043
A甲0044	A甲0045	A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0049
A甲0050	A甲0051	A甲0052	A甲0053	A甲0054	A甲0059
A甲0062	A甲0064	A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0072
A甲0073	A甲0074	A甲0075	A甲0076	A甲0077	A甲0078
A甲0079	A甲0080	A甲0081	A甲0082	A甲0083	A甲0084
A甲0086	A甲0087	A甲0088	A甲0089	A甲0090	A甲0092
A甲0093	A甲0094	A甲0095	A甲0096	A甲0097	A甲0098
A甲0099	A甲0100	A甲0101	A甲0102	A甲0103	A甲0105
A甲0106	A甲0107	A甲0108	A甲0109	A甲0110	A甲0113
A甲0114	A甲0116	A甲0117	A甲0118	A甲0119	A甲0120
A甲0121	A甲0122	A甲0125	A甲0127	A甲0128	A甲0129
A甲0130	A甲0131	A甲0132	A甲0133	A甲0134	A甲0135
A甲0136	A甲0137	A甲0138	A甲0139	A甲0140	A甲0141
A甲0142	A甲0144	A甲0145	A甲0146	A甲0147	A甲0148
A甲0150	A甲0151	A甲0152	A甲0153	A甲0155	A甲0156
A甲0157	A甲0158	A甲0159	A甲0160	A甲0161	A甲0162
A甲0163	A甲0164	A甲0165	A甲0166	A甲0167	A甲0168
A甲0169	A甲0170	A甲0171	A甲0173	A甲0174	A甲0175
A甲0176	A甲0177	A甲0178	A甲0180	A甲0181	A甲0182
A甲0183	A甲0184	A甲0185	A甲0186	A甲0187	A甲0188

A甲0189	A甲0190	A甲0191	A甲0192	A甲0194	A甲0195
A甲0196	A甲0198	A甲0199	A甲0201	A甲0202	A甲0203
A甲0204	A甲0205	A甲0206	A甲0208	A甲0209	A甲0210
A甲0211	A甲0212	A甲0215	A甲0216	A甲0217	A甲0218
A甲0219	A甲0220	A甲0221	A甲0222	A甲0223	A甲0224
A甲0225	A甲0226	A甲0227	A甲0228	A甲0229	A甲0230
A甲0231	A甲0232	A甲0233	A甲0234	A甲0235	A甲0236
B0001	B0002	B0003	B0007	B0009	B0010
B0015	B0016	B0017	B0018	B0019	B0020
B0022	B0023	B0024	B0025	B0026	C0002
C0003	C0004	C0005	C0006	C0008	C0009

電子機器組立て

電子機器組立て作業

A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014
A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020
A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0026
A甲0027	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0033
A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0040
B0001	B0002	C0001			

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	

シーケンス制御作業

A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0009
A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0016
A甲0017	A甲0018	A甲0020	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0029	A甲0030	A甲0031
A甲0032	A甲0033	A甲0035	A甲0037	A甲0040	A甲0044
A甲0046	A甲0049	A甲0050	A甲0051	A甲0052	A甲0053
A甲0054	A甲0055	A甲0056	A甲0057	A甲0058	A甲0059
A甲0060	A甲0061	A甲0062			

時計修理

時計修理作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004		
--------	--------	--------	--------	--	--

建築大工

大工工事作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012
A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0018
A甲0019	A甲0021	A甲0022	A甲0025		

型枠施工

型枠工事作業

A甲0002					
--------	--	--	--	--	--

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0001	A甲0005	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011
--------	--------	--------	--------	--------	--------

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0010
A甲0011 A甲0014

土地区画整理事業の終了認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
能美市吉原釜屋産業団地土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称
能美市来丸町1110番地
能美市土地開発公社
- 事業施行期間
平成28年8月5日から令和2年3月31日まで
- 施行地区に含まれる地域の名称
能美市吉原釜屋町ルの一部
能美市吉原釜屋町ヲの一部
能美市大浜町コの一部
(地区内に介在する道路敷及び水路敷を含む。)
- 施行認可の年月日
平成28年7月27日
- 終了認可の年月日
令和2年3月3日

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画地区計画 (白山市松任海浜公園周辺地区)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項
 - 委託業務名
石川県立金沢中央高等学校夜間給食業務委託
 - 業務内容
仕様書等による。
 - 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和2年3月23日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和2年3月25日(水)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8042 金沢市泉本町6丁目105番地

石川県立金沢中央高等学校 事務室 電話番号 076-243-2166

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和2年3月27日(金)午前10時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年3月27日(金)午前10時10分 石川県立金沢中央高等学校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第26号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

418	田上本町中	金沢市田上本町4丁目1番地先	R 2. 1.15
419	三馬1丁目南	金沢市三馬1丁目381番地先	R 2. 1.15

別表第1（信号機の設置場所）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

305	戸板3丁目	金沢市戸板3丁目43番地先	R 2. 3. 1
-----	-------	---------------	-----------

別表第1（信号機の設置場所）小松警察署管内の表に次のように加える。

230	小松市民病院口	小松市向本折町ホ60番地先	R 2. 3. 2
-----	---------	---------------	-----------

別表第1（信号機の設置場所）能美警察署管内の表に次のように加える。

127	小長野北	能美市小長野町ト13番地先	R 2. 3. 2
-----	------	---------------	-----------

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表に次のように加える。

169	若林町	七尾市若林町コ部17番地1先	R 2. 1.15
-----	-----	----------------	-----------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表106の項を次のように改める。

106	主要地方道金沢港線	金沢市本町2丁目1番1号先	六枚交差点方向から玉川町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで 17:00から 19:00まで 日曜・休日を 除く
-----	-----------	---------------	--------------------	--------------	--

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

451	市道	小松市島田町リ73番地1先	園町方向から問屋町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
-----	----	---------------	-----------------	--------------	----

別表第11(最高速度の指定)北陸自動車道管内の表10の項、11の項、20の項及び21の項を次のように改める。

10	北陸自動車道	加賀市塩浜町イの部15番地先から 加賀市奥谷町30の5番2先(福井県境) まで (上り)	約13,554 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車
11	北陸自動車道	加賀市奥谷町30の5番2先(福井県境) から 加賀市塩浜町イの部15番地先まで (下り)	約13,554 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車
20	北陸自動車道	金沢市竹又町14字1番地先から 金沢市不動寺町口19番地先まで(上り)	約7,560 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車
21	北陸自動車道	金沢市不動寺町ハ1番地先から 金沢市竹又町14字1番地先まで(下り)	約7,490 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車

